

## 情状鑑定を通してみた弁護人と心理臨床家の協働・連携

須藤 明\*

### The Cooperation and Coordination Between Defense Lawyers and Clinical Psychologists Seen During Investigation of Mitigation Evidence

Akira SUTO\*

#### Abstract

I examined the cooperation between clinical psychologists and defense lawyers through case studies of 3 investigations of mitigation evidence requested by defense lawyers. The results are as follows.

(1) Although investigations of mitigation evidence are separated into criminal circumstances and general circumstances, expert witnesses must have a sufficient understanding of legal frameworks, in addition to psychological expertise.

(2) Whether an expert witness is requested to provide an expert opinion by the court or by a defense lawyer, the fact remains that the expert witness is providing expert knowledge. However, expert opinions can be utilized more flexibly when requested by a defense lawyer. For example, the defense lawyer can assess whether or not to call an expert witness for testimony.

(3) It can also be important for defense lawyers to coordinate with clinical psychologists at an early stage, because these meetings can serve as consultations that aid the defense lawyer in forming a defense strategy, even if this information is not used as expert testimony.

(4) When an expert witness enters a courtroom based on the defense lawyer's request, by nature, the witness will be seen as a supporter of the defense. Although this is inevitable, what is important is whether or not the content of the testimony is specialized and valid.

(5) The interview environment when a defense lawyer requests an expert opinion differs from the interview environment when the court requests an expert opinion. When requested by a defense lawyer, interviews for expert opinions are held in rooms with an acrylic board separating the two parties, and the interview times are frequently restricted. There are many other issues that must be resolved, such as the nurturing of clinical psychologists who understand criminal justice and the burden of costs to obtain expert opinions.

(6) In the United States, mitigation specialists belonging to the Office of the Public Defender perform social research for mitigation and create teams, as necessary, with psychologists and other specialized staff. I believe that a structure and the ingenuity to allow non-legal specialists to become proper team members will be needed in the future.

---

\*人文学部 心理学科

## 1 問題の所在と本稿の目的

情状鑑定は、犯罪の責任能力を検討する上で行われる精神鑑定に比べて、馴染みのない言葉であるが、裁判所が刑の量定すなわち被告人に対する処遇方法を決定するために必要な知識の提供を目的とする鑑定を指す（兼頭、1977）。刑事裁判は、罪刑法定主義に基づき、加害行為に応じた量刑の範囲があらかじめ定められているものの、どのような観点に基づいて量刑を定めるのかは、必ずしも明確でない。この点について本庄（2006）は、「従来の判決では、被告人の矯正は極めて困難であるとか、犯罪傾向の深化は著しいといった裁判官の評価が示されていることがあるが、この評価が科学的な裏付けをどの程度持っているのかは極めて疑問である。」と述べている。そのため、時に動機、犯行に至る経緯、知的能力やパーソナリティ、生育歴、家族関係などについて、精神医学や心理学の専門家に鑑定を依頼することが行われるのである。

裁判所が量刑判断をするに当たって考慮する諸事情は、法律の分野で「犯情」と「一般情状」という概念で整理されている。犯行態様（悪質性、計画性など）、動機、犯行結果、共犯関係といった犯罪行為それ自体にかかわるものは犯情とされ、被告人の年齢や性格、被害弁償（示談）の有無、被告人の反省の有無、被害感情、更生可能性などは、一般情状とされている。司法研修所編（2012）は、①犯情事実により量刑の大枠を決定し、②その大枠の中で一般情状事実を、量刑の（微）調整要素として被告人に有利ないし不利に考慮し、最終的な量刑を決定するという道筋を示しており、これが裁判実務の趨勢となっている。ただし、不遇な生育歴など一般情状とされる事実でも動機形成や犯行に至る経緯などの範囲で犯情として考慮される。このように情状鑑定は、法律概念と心理学等の行

動科学が交錯する学際的な領域の鑑定ともいえよう。

情状鑑定は、裁判所からの命令による鑑定と弁護人からの依頼による鑑定に大きく分けられ、実務上前者を「本鑑定（若しくは正式鑑定）」、後者を「私的鑑定」と呼んでいる。筆者がこれまで担当した情状鑑定は、本鑑定が3分の2、私的鑑定が3分の1であった。刑事裁判では、少年審判のような家庭裁判所調査官の調査や鑑別所の心身鑑別といった“科学的機能”を持ち合わせないため、情状鑑定が量刑判断のための科学的な補完機能を果たしているともいえる。しかしながら、情状鑑定の実施数は、統計データが公表されておらず、情状鑑定の受け皿機関となっている家庭問題情報センター（FPIC）でさえも年間数件にとどまっている現状から、決して多くはないと推測される。その要因には、「裁判所に鑑定請求をしても認められにくい」、「私的鑑定を依頼するにしても被告人に経済力がない」、「情状鑑定の請求をして却って被告人に不利に働く可能性がある」などの声を弁護士から聞いている。

これからの刑事司法を考えると、行為責任論だけではなく、被告人が抱える心理・社会的次元にかかわる多様な問題を解決にも目を向けていく必要があり、判決前調査制度を持たないわが国においては、情状鑑定のより積極的な活用が求められる。そのためには、本鑑定ばかりでなく私的鑑定を増やしていくことが現実的な対応かと思われる。そこで、本稿では、筆者がかかわった私的鑑定の事例を通じて、心理臨床家が刑事事件にかかわる意義や課題について弁護士との連携・協働の観点から考察する。事例の考察に当たっては、事件の担当弁護士からも感想、意見を聴取して取り入れた。

なお、事例の提示に当たっては、報道されている範囲にとどめ、かつ、被告人やその家族の

プライバシーに十分配慮した。

## 2 事例

[ケース1 殺人] コンサルテーションとしてかかわった事例

### ① 事例の概要等

加害者は19歳の男子で、同居していた職場の同僚男性を刺殺したという事件である。信頼していた被害者に“避けられた”、“裏切られた”という気持ちを抱えていた加害者は、被害者の本心を確認めようと話し合っている途中で激高し、部屋にあった包丁で一突きにして殺害するに至った。家庭裁判所の審判を経て検察官送致となり、刑事裁判手続きに付された。

弁護人は、少年調査票や鑑別結果通知書から、被告人が知的にやや低く、感情のコントロールが悪いことは理解しているが、何故にそこまで激高しなければならなかったのか分からないことが多く、また、被告人が事件そのものを十分受け止めきれていない点があり、今のままでは、公判に向けての方針が立てにくい状況にあるため、筆者にコンサルテーションを求めてきた。専門家証人として公判に証人請求するまでは考えていないが、数回面会して専門家としての見立てを聞きたいとのことであった。

### ② 筆者の対応

弁護人からは、少年調査票及び鑑別結果通知書の抜粋メモの提供を受けた上で、当該被告人に拘置所で4回面接した。そのうえで、弁護士とのカンファレンス用の資料として、生育史上の特徴、家庭状況、パーソナリティ・行動傾向や資質、本件犯罪の心理過程という項目に整理した書面を作成した上で、以下の点を伝えた。

- ・現状では、再犯リスクが高いこと。
- ・生育歴や家庭環境に起因する「見捨てられ感情」があり、近い人への依存を高める一方で、思うようにいかないと裏切られた、見捨

てられたという強い被害感が生じやすい。この点は本件でも強く関連していると思われる。

- ・このような傾向は弁護人との間でも既に生じており、面会に来る回数が少ないなど様々な不平不満が出てきている。したがって、公判までの被告人との対応には十分留意する必要がある。

弁護人とのカンファレンスの中で、公判で専門家証人として証言してほしいとの要請もあったが、当時の筆者は他の鑑定事例を抱えているなど時間的余裕がなかったこともあって、コンサルテーションのみでの終了となった。

### ③ 公判の結果

公判では、検察官が10年以上15年以下の懲役、弁護人が6年以上12年以下の懲役が相当として主張し、判決は7年以上12年以下の懲役刑となった<sup>1</sup>。弁護人としては、弁護側の主張も取り入れて減軽に結びついた判決となったので、弁護活動の一定の成果として満足のいく結果であったという。

### ④ 考察・弁護人から見た利点等

弁護人からは、筆者のコンサルテーションについて以下のような感想・意見があった。

ア 弁護人の心理臨床家へのニーズとして、事件の見立てをする際のヒントを提供してもらうこと、その際の基礎となる社会記録をかみ砕いて説明してもらうという利点がある

イ 被告人とのコミュニケーションが難しい場合に、その難しい要因を見出してもらい、違うアプローチで被告人との関係を作る契機にしたというニーズもある。

ウ 本事例は、被告人の語る「裏切られた」から「包丁で被害者を一突きしほぼ即死状態」の間の飛躍を彼の生育史やパーソナリティからどう埋めることができるか、という点が、弁護側の求めていたものだった。その点で参考となる

所見が得られたので、弁論を組み立てることができた。

エ 鑑定と専門家証言が仮になくても、主張の軸を心理臨床家の見立てに据え、その裏付けとなったエピソードを被告人や親族、友人から法廷で何を引き出すかという立証を試みることによって、弁護人の主張を裁判員に受け入れられるレベルにまで高めることができたのではないかと感じている。

オ コンサルテーションという意味では、公判直前、あるいは、公判中の被告人の様子まで見ていただいて、最後の弁論の組み立ての微修正まで助言をもらえるとさらによいと思うが、時間的な制約、労力に似合った報酬の確保などの課題がある。日本でもアメリカと同じように、弁護人とチームを組める心理臨床家の存在が増えればよいと思っている。

カ 課題としては、やはり、担い手の心理臨床家が少ない点である。そのため、依頼したい臨床心理士がいても他の鑑定に携わっているため断念したことも過去にあった。

本ケースは、弁護人の意見にあったように、必ずしも専門家証人として法廷に立って証言しなくても、コンサルテーションとして十分貢献できる余地があることを示しているといえるだろう。ただ、指摘されているように、臨床心理士や精神科医であれば誰でもよいという話ではなく、刑事裁判の仕組みや量刑判断の基本知識を有していることが望ましく、その担い手という裾野が十分でないという問題がある。

## (2) ケース2 強盗殺人 専門家証人として証言した私的鑑定事例

### ① 事例の概要等

加害者は犯行時18歳の男子で、未成年の共犯者1名とともに深夜帰宅中の女性を背後から所

持していたナイフで刺した上で財布等を強奪し、その結果、女性を死亡させるに至った。凶悪な事件としてマスメディアでも大きく取り上げられた。家庭裁判所の審判を経て検察官送致となり、刑事裁判手続きに付された。

### ② 筆者の対応等

弁護人から筆者に発達特性と本件との関連を中心とした鑑定依頼があった。依頼の趣旨としては、公判で犯罪の悪質性ばかりに焦点が当たってしまう恐れがあり、本件に至る背景、少年のパーソナリティその他も十分検討してもらうために専門家証人が必要であるとのことであった。また、弁護人は、少年法55条に基づく家庭裁判所への移送を求める方針であり、また、殺意の有無についても争う姿勢であった。

そこで、弁護人の依頼趣旨が十分理解できたため、当該被告人に面接をしたうえで鑑定結果をまとめ、その内容に関して弁護人から適宜質問を受ける形で検討を行った。被告人は、発達障害とまでは言えないが、資質や生育歴などに基づく想像力の欠如、先の見通せなさ等の特性があることを説明した。

### ③ 専門家証人としての証言(鑑定結果の説明)

公判では弁護側の専門家証人として、鑑定結果について説明した。その概要は、以下のとおりである。

#### パーソナリティ特性と本件の関連

被告人は、自信がなく主体性に乏しい、ストレス耐性が低く、対人関係は受け身的であることに特徴がある。

また、想像力の乏しさがあるため行動のイメージができない。これは深く考えようとしないう被告人の姿勢にも関連しており、「万が一〇〇となったらどうしよう。」という不安も意識しないようにやり過ごす構えが強いのである。18歳という年齢であれば、共犯者がナイフで刺すと言ったことの“本気度”を推し量るとか、

もし刺せば死ぬかもしれないという“想像力”を働かすことはできると考えるのは一般的である。ただし、被告人の「人が死ぬかもしれないとまで考えなかった。」「身体が動かなくなるだろうとは思った。」と述べているのは、それ以上でもそれ以下でもない本心からの発言であったとらえる方が自然である。「加減を考えずに刺した」という供述もそのようなイメージができなかったからこそその行為と考えることができる。

#### 被告人が更生するために必要なこと（処遇上の留意点）

被告人のパーソナリティや社会的価値観その他に鑑みると、積極的に逸脱行動をしていくタイプではない。ただし、後先を余り考えずにその場その場の状況に適応、若しくはしのぐといった姿勢は、良い方向にも悪い方向にも転ぶリスクを有している。したがって、対人関係における対応などを具体的な場面に則して学ぶといったソーシャル・スキル・トレーニングや、“今”という“点”で行動するのではなく、先の見通しを持った行動がとれるようになること、などが必要である。

また、被告人には、自分の行った行為の責任に向き合わせ、そのうえで、対人関係の持ち方や困難場面での適切な解決手段の選択といったことを学ばせるといったプロセスが必要になると思う。つまり、被害者の無念さ、遺族の深い悲しみに向き合わせていくことが処遇の第一歩になるが、厳罰という枠組みだけでは本当の意味で被告人には響かないのではないかと。むしろ、粘り強い個別的な働きかけによって、自分の行ったことの重大さに向き合わせ、具体的に考えさせなければならない。

#### ④ 結果：無期懲役（求刑は無期懲役）

判決文は、「想像力の乏しさなど人格的な未熟さが残されているゆえに…（中略）…酌むべ

き事情も認められる。」としつつ、少年法55条の移送<sup>2</sup>を否定したうえで、本件事案の重大性に鑑みると酌量減輕して有期懲役を言い渡す事案ではないという理由から、求刑通り無期懲役を言い渡した。ある程度犯情の評価まで採用したものの、狭義の犯情（行為責任）を重視した結論となった。

#### ⑤ 考察：弁護人から見た援助の利点

弁護人からは、筆者のかかわりについて以下のような意見・感想があった。

ア 意見書の作成やそれに対する事前の協議によって、弁護人自身の理解を深め、弁護活動にとって有益であった。

イ 被告人への尋問で、検察官の反対尋問、裁判員・裁判官の補充質問に出た疑問点を専門家証人の尋問で準備ができた。

ウ 弁護人は、少年事件や家事事件において調査報告書などで対象者の心理面についての記載を読むが、「責任能力」「故意」「子の福祉」などの法律の要件上使えるところを拾って使うだけで、心理、発達という点は十分意識できていないのではないかと。その点で専門家と事前に協議できた意義は大きい。

エ 被告人が未成年であっただけに、今回の裁判を通じて自分の課題に気がつき、成長するきっかけにしてほしいという気持ちもあった。裁判前、裁判後を通じた被告人や母親と話をして、その目的はある程度達成できたのではないかと。その点でも心理の専門家がかかわる意義はあるのではと感じている。

結果的には無期懲役という厳しい判決にはなったが、これは結果の重大性と外形的な犯行態様の悪質さが大きく影響してのことと思われる。弁護人とは、公判に至るまでの間に綿密な連携をとることができたこと、判決に直接影響は及ぼさなかったものの、表面的な犯行の悪質

さだけではなく、その背景となる諸事情については、裁判官や裁判員に理解はしてもらえたという点では、意味のあるかわりになったと考える。

### (3) ケース3 傷害・殺人 専門家証人として証言した私的鑑定事例

#### ① 事例の概要等

犯行時18歳の男子が友人2人とともに中学2年生の男子に対し暴力を加え、その後もカッターナイフで執拗に頸部などを切ったことにより、死亡させるに至った事案である。家庭裁判所の審判で検察官送致となり、その後、刑事裁判手続きに付された。

#### ② 筆者の対応

弁護人からは、少年がなぜ犯行をここまで犯行をエスカレートさせていったのかつかみ切れていないこと、生育史や家庭環境の影響があるのではと思うが、今ひとつ明確でない、少年にどのように公判に臨ませるのか苦慮している、などの理由からコンサルテーションを求めてきた。弁護人は本鑑定も検討したが、鑑定請求をして本鑑定となった場合、筆者以外の鑑定人が選任されるリスクを考え、弁護人依頼の鑑定となった。

#### ③ 専門家証人としての証言(鑑定結果の説明)

公判では弁護側の専門家証人として、鑑定結果について約1時間説明した。その概要は、以下のとおりである

#### パーソナリティ

総合的に見ると、欲求不満状況に遭遇した時に、相手を強く非難するなどの攻撃的な行動をとって積極的に自ら解決しようという姿勢に乏しく、時の流れや誰かが解決してくれるという依存的な傾向がうかがえる。この点は、小学校時代の問題行動と結果的に強めた被害感、他者との肯定的体験の乏しさが、人が発達・成長を遂げていく上での基本になる安心感、安全

感の獲得という身近な親との絆(アタッチメント attachment)の形成基盤がぜい弱であることが大きい。そのため、自己の弱小感や無力感を否認することによって自分を保とうとする自己愛的な世界があり、「どうせ自分は理解されない」という心理的な孤立感を抱き易い。このような自己愛的な世界を守ろうとする言動が「自分勝手」とか「不遜な態度」という印象を与えてしまっていると思われる。

#### 本件犯行の心理過程

被害者への逆恨み、制裁意識ばかりでなく、被害者との関係から生じたあるグループから執拗にねらわれていたという恐怖心も関連しており、そのために犯行がエスカレートしていった自家撞着の状態に陥った。

#### 被告人の課題と処遇上の留意点

暴力容認の価値観、コーピングスキルの脆弱さが大きな課題だが、そのような構えや社会的未熟さを形成してきた背景にも十分着目する必要がある。1対1の安定した対人関係を築くことを足掛かりにして処遇していくことが重要である。責任を自覚させることも含めて教育的なかわりが求められる。

犯行時に飲酒しているが、その影響は中核的なものではない。

#### ④ 結果：懲役9年～13年(求刑は10年～15年)

判決文では、「…その原因としては、被告人の父母による生育環境が相当に大きな影響を与えているといえる。この点は犯行当時18歳5か月の少年であった被告人にとって、責任非難を減少させる事情である。」としたほか、殺意の形成に生育環境に由来した未熟さが影響しているとした。一般情状にとどまらず、犯情の評価にも鑑定結果が反映されたと思われる。

#### ⑤ 考察

弁護人からは、筆者のかわりについて以下のような意見・感想があった。

ア カンファレンスや連絡も頻繁に行うことができ、細かい情報も随時提供できた。弁護方針そのものを、カンファによって形作っていくことができる。また、弁護方針を決めていく中で、どのように鑑定内容を取り込めるかという視点で考えられるため、鑑定内容が主張内容の中に組み込まれていくことになり、説得的に主張を展開しうる。

イ 尋問内容の事前打ち合わせも、本鑑定に比してきめ細かくできることが可能であり、弁護側の主尋問がしっかり組み立てられる。

ウ 仮に本鑑定の鑑定請求をする場合でも、鑑定の必要性を裁判所に伝える必要性があり、前段階でも専門家に見立てていただくことは重要である。

エ 課題としては、鑑定人の信用性である。本件ではその点で問題はなかったが、鑑定人の信用性がないと私的鑑定の場合にはなかなか鑑定内容を採用されにくい傾向がある。

本件における私的鑑定では、発表者の見立てができた段階で弁護人とカンファレンスをし、犯行に至る心理過程や犯行態様がエスカレートしていくメカニズムを検討した。この結果を踏まえて、弁護側の主張は形成された。鑑定結果の説明は、結果として、弁護側の主張を鑑定人としての立場から裏付けするものとなったといえる。新聞報道における裁判員のコメントから、鑑定結果を通じて事件の背景等が理解してもらえたことがうかがわれた。

### 3 総合的な考察

以上、3事例を見てきた。弁護人からのコメントは、筆者に対する多少のリップサービスを考慮しておかねばならないが、いずれの事例でも、かかわりのプロセスにおいて、弁護人とのきめ細かいやり取りや内容が大きく評価されて

いる。その点は、弁護人と検察官との間の中立性を意識しなければならない本鑑定との大きな違いである。

ただし、ここで強調しておかなければならないのは、弁護人とかわる専門家は、コンサルテーション若しくは鑑定に際して、その専門的な所見においては、専門家としての立ち位置をしっかりと見据えておくことである。つまり、本鑑定であろうと私的鑑定であろうと、鑑定結果は専門的知見に基づく信頼性のあるものでなければ、裁判所や検察官から、その証言の信頼性を得られないということである。つまり、弁護人との協働・連携は重要であるにしても、弁護人とは一定の距離間を保つことも重要になってくるのではないかと思う。弁護人の応援団ありきの鑑定では、かえって信頼性を損なう危険性がある。

この点で、米国の公設弁護士事務所に所属する Mitigation Specialist とは、弁護人チームの一員として活動するという点で明確な違いがある。筆者は、かつて米国の司法事情調査を踏まえ、Mitigation Specialist の職務について言及したが(須藤、2014)、彼らは被告人の減軽事由を明らかにするために、生育歴や家庭環境面を中心に調査を行っている。結果として、情状鑑定における私的鑑定人とは多くの共通項がある。例えば、被告人の生育歴は概して複雑であり、虐待などに伴うトラウマ、精神疾患、社会的排除といった問題が絡み合っていることが多い。そのため、生活環境を調査していく過程においては、体系的な記録・データ収集と評価に基づいて、仮説の検証作業を行っていかねばならない。この点について Ashford (2013) は、生育歴や生活環境のアセスメントにはソーシャルワークと社会科学の手続きを用いて、少なくとも以下の内容が含まれなければならないとする。

- ・生活上の重大な出来事
- ・特定されている（または未特定の）精神疾患の兆候や症状による思考、気分、行動上の逸脱
- ・重要な心理社会的発達上の変遷
- ・重要な生活領域、社会的組織内での変遷や出来事
- ・学校、仕事、親密な人間関係、余暇に関連するライフコース、情緒的な傾向、そして、友人関係網における転機
- ・心理的、身体的トラウマ
- ・適応的・非適応的対処戦略
- ・頻発する人間関係の問題
- ・心理社会的発達上の障害
- ・心理社会的ストレスと身体的トラウマの後に起こった感情と認知の変化

Mitigation Specialist は、死刑判決における弁護活動の必要性という文脈で生まれた「減輕」のための専門家であり、また、公設弁護士事務所所属しているという性格上、あくまでも被告人の立場から減輕事由の調査を行う。シアトルの公設弁護士事務所所属するある Mitigation Specialist が、「Mitigation Specialist は、どんな被告人でも刑務所に収容しなければならないという考えは基本的にとらない。」と述べていたのは記憶に新しい。Mitigation Specialist の担い手は、主にソーシャルワーカーであり、弁護士チームにとって欠かせない存在となっている。Leonard, P. B. (2003) は、Mitigation Specialist が減輕事由として収集する事実として、「精神疾患及びそれに伴う医学的な問題」、「精神遅滞」、「幼児期の虐待と家族力動」、「極度の貧困」、「自責の念」、「拘禁中の行動」、「将来の危険性」など18項目を挙げている。これらは、Ashford (2013) の指摘と重なる点が多いが、被告人個人の認知特性、精神内界 intrapsychic の側面に対しより焦点を当てる

場合も生じるため、必要に応じて心理学者、精神科医その他の専門家の援助を仰ぐこともある。その点で自らも心理テストを行うわが国の情状鑑定人とは異なっている。米国では判決前調査制度があり、歴史的には Probation Officer がその担い手として被告人の個別処遇のために判決前調査を行ってきた。しかしながら、その後、調査の重点が犯罪の評価を中心としたものとなり、被告人の抱える課題や背景的要因の分析が相対的に低下していった。そのため、それを補完する形で弁護士側が提出する defense based な判決前調査が Mitigation Specialist らによって行われるようになったという経緯がある。筆者が出会った Mitigation Specialist の多くは、Probation Officer の作成する判決前調査報告書が被告人のためではなく裁判所の決定を補佐する機能となっていると冷ややかな見方をしており、自分たちの職責に対する強いプライドがうかがわれた。

わが国では、判決前調査制度を持たないことに加え、Mitigation Specialist のような専門家が弁護士と協働するシステムも確立していない。私的鑑定における鑑定人は、Mitigation Specialist に近い役割を担っているが、チームの一員そのものではないという微妙な立ち位置にいるといえよう。

以上を踏まえて、私的鑑定の課題や方向性を検討すると、以下のようにになると考える。

(1) 情状鑑定で対象とするのは犯情と一般情状に分けられるが、鑑定人は単なる心理学的な解明だけではなく、これら法的な枠組みについても十分理解しておく必要がある。

(2) 鑑定人は本鑑定であろうと私的鑑定であろうと、専門的知識の提供という点では変わらない。ただし、私的鑑定の場合、弁護士が鑑定結果をどのように活用するのか、例えば、専門家証人としての証言してもらおうか否かを検討で



きるなど、より柔軟である。

(3) 鑑定に至らなくても、弁護人が弁護方針を立てることに寄与するコンサルテーション機能を果たす場合もあり、比較的早い段階での連携も重要になってくる。

(4) 弁護人依頼の鑑定人として法廷に立つと、その構造上、弁護側応援団として見られる。この点はやむを得ないことではあるが、重要なのは、証言する内容が専門的かつ妥当性あるものか否かであり、それによって説得力が異なってくる。専門的な見地に基づく所見を分かりやすく説明し、その後の尋問においては、質問されたことにのみ答えていくなど、証言の基本をわきまえておくことが重要になる。

(5) 私的鑑定の活用をより促すためには、弁護人が情状鑑定若しくはコンサルテーションを依頼するためのシステムづくりが必要になってくる。刑事司法を理解している心理臨床家の育成や鑑定費用の負担など解決すべき課題は多い。また、鑑定のための面接環境も本鑑定とは異なってアクリル板越しの面会室での実施となり、面接時間も制約受けるため、実施できる心理テストも限られてしまう。このように本鑑定とは、面接環境があまりにも違うのも大きな問題である。

(6) 少年の刑事事件、特に20条2項による事件では裁判員裁判に付されることになるが、その直接主義・口頭主義により家裁における社会記録（少年調査票及び鑑別結果通知書）が十分活用されているとは言い難い面がある。そのため、情状鑑定の必要があると思われるが、必ずしも行ってはいないというのが実情である（石巻殺傷事件等）。したがって、少年の刑事事件では、本鑑定若しくは私的鑑定のいずれかが実施されるような工夫が求められる。

(7) 米国では、公設弁護人事務所に所属する Mitigation Specialist が減輕のための社会調査

を行い、また、必要に応じて心理学者ほかの専門スタッフを加えたチーム作りを行っている。特に、死刑が求刑される事件においては、特別な手続き（Super Due Process）により、資金的な問題も解決されるなど、参考になることが多い。このようなシステムは一朝一夕にできるわけではないが、法律家以外の専門家が適宜チーム員として構成できる仕組み、創意工夫が今後は求められるであろう。

本稿は、独立行政法人日本学術振興会から助成を受けた「刑事裁判に付された少年に対する判決前調査制度の構築に向けた研究」（課題番号：16K04390）の研究に基づくものである。

## 注

<sup>1</sup> 未成年の刑事事件では、このような不定期刑となる。

<sup>2</sup> 家庭裁判所に移送して再度の審判手続きに付すこと

## 謝辞

本論文で取り上げた事例の考察にあたっては、弁護士の松田和哲先生、長谷川泰先生、伊藤諭先生、石野百合子先生から貴重なご意見を伺った。この場を借りてお礼申し上げます。

## 文献

Ashford, J. B., & Kupferberg, M. (2013). *Death penalty mitigation: A handbook for mitigation specialists, investigators, social scientists, and lawyers*. New York: Oxford University Press.

本庄 武 (2006) 裁判員制度下での量刑手続きの課題. 法と心理第5巻1号、14-19. 日本評論社

兼頭吉市 (1977)、刑の量定と鑑定－情状鑑定

の法理－、上野正吉・兼頭吉市・庭山英雄  
編著、刑事鑑定の理論と実務、114－128、  
成文堂

Leonard, P.B. (2003) A New profession for an  
Old Need : “Why a Mitigation Specialist  
Must Be Included on the Capital Defense  
Team”, *Hofstra Law Review*: Vol.31, 1143-  
1155

司法研修所編 (2012) 『裁判員裁判における量  
刑評議の在り方について』

須藤明 (2015) 刑事事件における情状鑑定の現  
状と展望—米国の Probation Officer およ  
び Mitigation Specialist が行う判決前調査  
との比較から. 駒沢女子大学研究紀要第21  
号、137-148.